

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第五号

昭和二十七年二月一日(木曜日)午後二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 古池 信三君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

中川 以良君
加藤 正人君
山川 良一君
小林 孝平君
島 清君
境野 清雄君
西田 隆男君
委員外議員 油井賢太郎君

政府委員

外国為替管理 木内 信胤君
委員会委員長 稲垣 一吉君
外国為替管理 通商産業省 牛場 信彦君
員会事務局長 通商局長 井上 尙一君
通商産業省 通商局長 井上 尙一君
事務局側 常任委員 山本友太郎君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君

本日の会議に付した事件

○通商及び産業一般に関する調査の件

(貿易及び為替対策に関する件)

○議員派遣要求の件

○委員長(竹中七郎君) 只今より委員会を開きます。

公報でお知らせ申上げました通り、本日は貿易及び為替に関する諸問題を議題といたします。御承知のように、国際経済においては我が国は幾多の困難な問題に直面しているものであります。政治的には冷たい戦争のお蔭で中東とソ連とが日本の貿易相手国の中に入つて来ないばかりでなく、自由世界の仲間でありながらポンドの劣勢は経済的にポンド圏とドル圏とはつきりと区分し、日本の立場を非常に困難にしているのではありません。この局面を如何に打開するかについては、政府当局でも種々苦心されておられることはかねがね承知いたしておるのでありますが、その具体的方策について当局の御説明をお願いしたいと思います。その方策の中には勿論まだ研究中のものが多いでしようが、差支えない限りその構想を示されるようにお願いいたします。委員各位より御質問その他をお願いいたします。かように考えております。

○政府委員(牛場信彦君) お手許に資料が配りしてございますので、それで御覧願ひたいのでありますが、一番初めの昭和二十六年輸出統計表といたのがござります。これは昨年一カ

年の輸出を統計したものでござります。ドル地域、スターリング地域、それからオーブン・アカウント地域と分けて書いてあります。一月から十二月まで分けてございまして、計というところ

ころがござりますが、そこを御覧願ひますと、ドル地域が三億一千四百万

ドル、それからスターリング地域が六億一千百万ドルで、これはスターリング地域はドルに換算した額でござります。それからオーブン・アカウント地域が四億八千三百万ドル、合せて十四億八百万ドルということになっております。その次の次の欄に二十六年度計画というのがござります。これは昨年の四月から本年の三月までの計画でござりますが、それが十三億四千四百万ドルとなつております。従つてこの割合で行きますれば、勿論この計画は達成できるということになつております。その点だけ申しますと、非常に輸出が順調に行つたということなんでございまして、問題はこの輸出の内容でございまして、この比率というところを御覧になりますと、ドル地域の輸出が全体の二二%、スターリング地域が四四%、オーブン・アカウント地域が三四%となつております。これを一九五〇年、即ち昭和二十五年でござりますが、これに比べますと、同年においてはドル地域の輸出が四四%、スターリング地域への輸出が二八・五%、オーブン・アカウント地域への輸出が二七・五%となつておりまして、額で申しますと、ドル地域が三億四千三百万ドル、スターリング地域が二億二千三百万ドル、オーブン・アカウント地域が二億一千五百万ドル、合せて七億八千三百万ドルとなつておりまして、昨年は、これに比べて総額におきまし

ては、正に倍近いような伸張を見せたのでござりますが、ドル地域だけは、むしろ一昨年より昨年のほうが減つておる状況でありまして、この点は我々として非常に重大視せざるを得ないような状況でござります。これに反しまして、輸入の面を見ますと、五枚目の、昭和二十六年輸入実績表というのがござります。これは、十一月までしか実は統計ができておりませんので、十一月までにして縮めてござりますが、一番上の通貨地域別という項を御覧になりますと、「米国及びその属領」、「その他ドル地域」、それを合せて、一月—十一月を合計いたしまして約十億二千五百万ドル程度となつております。差当りドル地域だけ申上げますと、十億一千五百万ドル、更に十二月の輸入がどうしても一億近くあるわけでありまして、この十一億一千五百万ドルぐらいの輸入に對しまして、輸出のほうは僅かに三億しかないので、こういう状況でございまして、この差額というものは、御承知の通り、特需並びにそのほかの貿易外収入によつて補つておるわけでありまして、これは後ほど為替管理委員会のほうから御説明があると思ひます。従いまして、昨年度のドルのバランスというものは、年初に比べますと、年末においてはやや増加しておるのであります。併し、この特需その他の貿易外収入の中には、非常に臨時的であるというように見ざるを得ないものもあるものでござります。どうしてもこれは、このギャ

ップ、いわゆるドルのギャップを埋め

ますためには、正常輸出を伸ばして行くことが第一の手段で第二には、できるだけドルからの輸入を削減いたしましてポンドに切替える、或いはオーブン・アカウント地域に切替えるということが第二の手段として考えられます。これは、戦前のごとき、例えば生糸でありますとか、そういうふうには、この品目だけやれば非常に効果が挙る、或いはそれがもう日本の輸出の大宗としてドル稼ぎの非常に大きな役割を果しているのだというような商品がなくなつて参りました。現在陶磁器でありますとか、まぐろの罐詰、冷凍まぐろ、そういうようなものが一二を争つてドル地域へ出ておる状況であります。従つて、これはメーカーの点から申しましても、非常に力が弱い、金融力も少いというような状況でありますために、広告その他十分にできない、乃至は、まあ向う側のバイヤーの力が強いために非常に叩かれるというような状況でありまして、何としてもこれは国家の力を或る程度動員しまして、財政的、金融的な援助を與えなければならぬと思ひます。これは、後ほど振興局長のほうから御説明申上げますが、振興、つまり輸出振興外貨、これも一時いろいろ関係で中止されておりましたが、昨年の九月頃から又復活いたしましたので、これにつぎまして、ドル地域への輸出に

ついでには特に優遇して比率を高くしておるといふようなことをいたしてあります。それから又輸出信用保険につきましても、これは又今国会に提案されるはずでございますが、従来もやつておりましたところを拡張いたしましたというように考えております。それから、もう一つ考えられますのは、いわゆる輸出入のリンク制でございます。これはドル地域への輸出の実績に對してその相当パーセンテージの爲替を自由に使用してやる、それによつてその欲する物を輸入するようにして行くという考え方でございますが、これにつきましても、総合的なリンク制と個別的なリンク制とが考えられるわけでございます。総合リンク制と申しますのは、ドル地域に對してどういふ品物を輸出しても、それに一定比率を掛け外貨というものを自由に使用することにして、それによつて、自由にどんな品物でも輸入できるようにするという考え方であります。これは一番徹底的なリンク制でございますが、これを余りやりませんという、一種の二重爲替レートをつけたようなことになりまして、殊にそのリンク制によつて取得した、獲得したところの外貨の転売を認めるということになりますと、どうしてもそこに一ドル三百六十円レートを作るようなことになってしまいます。それから又、そのほかの点におきまして、日本の本場に必要とするような原料品の輸入ができなくなつて来る虞れもあるわけでありまして、総合リンク制のみによることはとてもできないのじやないか。従つて、今度は個別リンク制ということになるのでありますが、

これにつきましても、例えば、日本の今のアメリカからの輸入の非常に大きな部分を占めております綿花であります。これはその製品が殆んど全部スターリング、オーブン・アカウントのほうへ出てしまふ。従つて、若し個別リンク制を嚴重にやりますと、綿花の輸入に差障りがあるはせんかということも考えられます。この両方をどういふふうにするかコンバイン、結合しましてやつて行くかという点は目下研究中でございます。これは、通産省のみならず、更に大蔵省、乃至は爲替管理委員會のほうとも話し合ひを必要とするわけでございますが、まだ内部において研究中であるという状況でございます。大体ドル對策といたしましては以上申上げたところで一応打ち切らして頂きます。

その次に例のスターリング地域の問題でございます。これは新聞紙上等にもしばしば報道されておるところでございますが、昨年の九月に例のイギリスとの支拂協定を改訂いたしました。ドル・クローズというものを差当り一年間棚上げにするということに對して、お互いにそれでできるだけ貿易に對する障害を少くして行こうということにスタートしたのでございますが、ところが、これは丁度又運悪くイギリスの非常な危機、丁度その時期を同じくして、イギリスが非常な危機に陥つたといふことになりまして、ドル準備が激減し、それから再準備の負担によつて国内的にもインフレの進行が始まるというふうな状況のために、非常に日本からの輸出は伸びたのでございますが、片一方輸入のほうは余り思う通り行かない、これはスターリング地域の

物価が上るに連れまして、そういう現象が起つて来るのは誠にこれは止むを得ないところなんではございますが、その結果として、我々は、大体において一番たくさん溜まつたときに七千万ポンドぐらゐ、それから更にこれがだんだん減つて行つて、大体正常な状況に戻つたときには三千万ポンドぐらゐの手持でやつて行きたいと思つておりましたのが、非常な勢いで殖えまして、現在すでに八千万ポンドをやや突破したような状況でございます。又先行きを見ておきますと、これがむしろ減るどころか、更に殖えて来るというふうな虞れがあるというところであります。これも後ほど爲替管理委員會のほうから御説明があると思いますが、そこで、何とかしてポンドの累積を防がなければならぬやないかというように考えられるのは當然のことでございます。日本の手持ポンドの累積ということにつきましても、イギリス側でも非常に大きな関心を持つておりまして、この前の交渉のときにも、できるだけそのポンドの累積を来さないように、日本と協力してやろうということとを向うもはつきり約束しておるわけでありまして、でありますから、現状のようになつてしまつたときには、我々としては、イギリスに對して、お前さんのほうは一体どうするつもりかといふことを聞いて見ることが適當ではないかと思ふ次第であります。それと同時に、日本側でも、何とかして溜まつたポンドを使う方法を考えなければならぬ。これにつきましても、それならば、すぐに輸出の制限をやつたらいいじやないかという議論が出て来るわけでありまして、これは日本の産業全体

に對します非常な大きな影響があるといふ点から見ても、我々としては是成るべく避けたい、非常に好ましくないことであるからしてできるだけ避けて行きたいといふふうに考えております。従つて、ポンド過剰累積に對する對策としては、どうしても輸入促進を図つて行きたいといふふうに考えておる次第であります。そこで輸入促進につきましても、第一に外貨予算をどう申しますと、第一に外貨予算でございますが、これは本年の一二三の予算から初めてそういう輸出を入れて、思ひ切つてポンドからの買付を促進する予算を組んだわけでございます。従つてそれで本當にこれが成功するかどうかといふことは、実はもう暫らくたつて見ないとわからないことでありまして、現在はまだどういふ行かないじやないかといふことを言われると、我々としても甚だつらい立場にあるわけでございますが、ともかく昨年の予算におきましてドルからの買付よりもポンドからの買付のほうをうんと殖やしたような予算を作りました。数字を申上げますと、ドルからの輸入が二億八千五百萬ドル、ポンドからは三億六百萬ドル、オーブン・アカウントからは一億七千四百萬ドルといふ予算を作りました。これを先年の十一月十二月からのドルからの二億六千七百萬ドル、ポンドからの二億二千九百萬ドル、オーブン・アカウントからの一億五千五百萬ドルから比べますと、非常な割合でポンドへの集中を図つたといふことがわかります。だつたらうと思ふのであります。ただこのポンド地域からの物資の供給力そのものに限界のあるといふことは確かに考えられるのであります。例えば、

ばまあ澳洲の小麦でございますが、これは昨年並みならば日本に對して二十萬トンぐらゐの供給力があるだろうと我々は計算しておりました。是非十五萬トンぐらゐは買いたいと思つておつたのでございますが、これは非常に向うが不作であつたといふことで、五萬トンもなかつた出て来ない。目下できるだけ極力交渉中でございますが、まあ三萬トン乃至五萬トンといふようなことを言つておるといふような状況でございます。それからパキスタンあたりからの米にいたしましても、乃至はピルマの米にいたしましても、そういう大きな品物において今年是非常に出来が悪かつたといふような不幸な事態があつたわけでございます。それから、例へばパキスタンの綿を買いたいといふと、米綿よりも約三割くらい高いといふことがあるのでございまして、純粹な採算的な面から見ればポンド地域から買ふほうが損だといふ品物が割合に多いのでございまして、それでないものもあるものでございまして、大体平均して一割から一割五分くらいポンドのほうが高いのではないかと云うことがございまして、これは非常に我々業者のかたにとつては苦痛だと思つておりますが、国家的見地から、無理してポンド地域から買つてもらうといふように持つて行きたいと思つておるわけでございます。ただ輸入促進と関連しまして問題があるのでございまして、いつも問題になります、金融のことでございます。先年のまあ一三の非常な買い過ぎと申します、その結果としまして現在輸入業者が乃至はメーカーも共に非常なまあ金融財政

的に不利な立場に立つておる、銀行のほうでも又先年の暴落に懲りまして、まああつものに懲りてなますを吹くというふうな状況で、なか／＼正當な商売に對しても金を出してくれないというふうな状況でございます。これにつきましては先年の秋以来大蔵省、日銀の方面と折衝を續けて、結局日銀のほうにおきまして融資斡旋に一段の努力を拂うということに只今なつておる次第でございます。更にこれを一歩進めて何らかの形で現在の金融状況をもう一段緩和するような手はないかというところを考へておるところでございます。

それから最後のオープン・アカウントでございますが、これについてもポンドと同じような状況になつて来ております。元來オープン・アカウントというのは日本側から申しますと、先ず向うの物を買つてマイナスのバランスを作つておいて、それを利用する、日本の物を向うへ売ろうというのがオープン・アカウントを作つたときの考へであつたのですが、それが最近実は逆になつておつて、日本からの物は売れるが、向うからの物は買えないということになりました。そのバランスが積り積つて全体で一億ドルを突破するといふようなことになつて参りました。これは日本のような貧乏国が各國に對して一億ドル以上の貸金をしておるといふことになるのでありまして、甚だ以て余り面白くないという状況であります。これもやはり全力を擧げて輸入の促進を図つて行くといふことを目下極力やつておるわけでありまして、更に貿易計画を超えて非常になくさん或る種のものが出るという場合には非常措置

としてこれを一時止めるということも考へております。現にスエーデン向きの鋼材、それからフランス及びドイツ向けの鋼製品等は昨年暮以來一時これをストップしておる次第でございます。これによつてオープン・アカウントのこちら側からの輸出を一時抑制しておきまして、それに向うからの買付を促進したいといふふうに考へております。勿論これは、そのバランスは一定の條件の下にドルで決済するといふ約束にはなつておりますが、何分いづれの國においてもドルが少い状況でありますので、なか／＼拂わない、殊に極端な例を申しますと、インドネシアであります。四千万ドル以上の借金をしておるにもかかわらずドルでは拂わないといふことを言つておるといふ状態でございますから、勿論これは外交的交渉によつて打開して行かなければならぬのであります。差当りそれよりも、乃至はそれと並行して買付促進によつてバランスを決して行くということが必要であると思つて、後ほど御質問に答へたいと思つて、後

○政府委員(井上尚一君) 通商の現状、貿易の現状につきましては通商局長のほうから報告のあつた通りであります。が、ダラー・ドレイヴの一種としての方策として輸出振興外貨資金の問題等輸出の信用保険の問題につきまして今言及がありまして關係上、簡単に申上げて見たいと思つて、輸出振興外貨資金の制度につきましては、從來優先外貨という名称を以て二十四年の七月以降これを續けて参りました一種の輸出の補償制度であります。これが運用の、結局まあ二年間運

用の結果としまして昨年六月末を以て一応廢止に相成つたのであります。この廢止の事情としましてはそれがボツダム政令に根據を有するものであるという關係で、いわゆるボツダム政令の整備の一環としまして從來の旧優先外貨制度は一應廢止に相成りました。が、今日の現状としまして、輸出振興の方法としましてこういう一種のボーナス制度を使うことが極めて必要であるといふ点を通産省としましては強く従前通り繼續する必要があるといふことを考へました結果、昨年十二月十日になりまして名稱を輸出振興外貨資金制度といふふうに変更を、從來の外國為替及び外國貿易爲替管理法の運用としまして、實質的には從來の制度に多少の改善を加へまして、これを繼續することに相成りました。今度の輸出振興外貨資金制度が、從來の優先外貨制度と比べましていゝわゆるダラー・ドレイヴといふ点においてどういふような改善が加へられたかといふ点を簡単に申しますと、この輸出振興外貨資金と言ひますものは、言うまでもなく或る商品の輸出をいたしました場合に、その輸出金額の何%かというそのパーセンテージに相當する金額の外貨をそのエキスポーターに對しまして、褒賞としましてこれが優先的に使用を認めて行くといふ方法であります。が、で、この優先外貨の算定のパーセンテージにつきましては、商品の種類に依りまして、0%、1%、3%、6%といふふうな相成つております。言ひ換へれば、輸出を積極的に奨励する必要があるような商品は、このパーセンテージの率を0%とします。そうして

又その加工度の段階に依りまして、言ひ換へれば原材料に近いほど1%、0%と率を小さくし、加工度に依りて3%乃至は6%といふふうな外貨の獲得の功績に依りまして優先外貨の率をきめて行くといふ方法であります。が、こういうふうな一般にこの輸出振興外貨資金の計算のパーセンテージを同一商品につきましてこれをダラー地域に出しました場合には、このおの／＼に2%、3%、4%をこれに加へるわけでありまして、言ひ換へれば同一商品につきましてAならAといふような商品に依りまして、これをスターリング地域、或いはオープン・アカウント地域に輸出をやるという場合に、この振興外貨資金が1%であるといふ同一商品を米國、ダラー地域に出しました場合には、優先外貨の算定の率が3%になります。同様に一般地域に對しまして3%のこの当該物資を、これを米國にエキスポートしたという場合には、これは三プラス三、結局6%になります。又一般地域に對しまして6%の分につきましては、4%追加になつて一〇%になるというふうな点は、今般の輸出振興外貨資金が從來の旧優先外貨制度の運用の経験に徴しましての改正の大体要点であります。

次に輸出信用保険制度の問題につきましては、只今お手許にお配りしてあるかと存じますが、これは非常に詳しく書いてありますので、國會にはまだ正式の提案には相成つておりませんが、一応今般の改正の要点のみについて申上げますと、從來輸出信用保険制度は、いゝわゆる甲種保險と乙種保險といふのがありまして、從來甲種保險と

言ひますのは、戦争とか、暴動とか、内乱とか、或いは外國での輸入の禁止、日本側での輸出の制限禁止というふうな、いゝわゆる非常危険の結果としまして、輸出契約の履行が不可能に相成つたという場合は、そのよつて生ずるやうな損失の填補を考へるというものが甲種保險であります。次に乙種保險と申しますのは、先般の臨時國會でいろいろ御審議に相成りましたいゝわゆるプラント輸出を対象とした保險であります。今般はこの乙種保險につきましては、何らかの改正を加へないのであります。が、甲種保險につきましては、從來の運用の経験に徴しまして被保險者の範圍とか、或いは損失填補の範圍を拡大しようといふ点と、それからなお從來はいゝわゆる比例填補制度をとつておるのであります。これを運用の経験に徴しましてこれと並行して、実損填補の方法をこれと併用しようといふこと、或いは又從來は政府の保險金支拂限度といふものをきめておつたのであります。が、今度はこれを保險契約の引受限度といふふうな改正したというものが甲種保險につきましての改正の要点であります。それで甲乙丙種保險制度のほかに新たに丙種保險と丁種保險といふものをこの際これに追加補充したいといふのが今般の改正の大きな狙ひであります。が、お手許にお配りしました資料の第二頁にもございまして、この詳細は五頁以下にありますが、簡単にその内容を申し上げます。輸出契約によりまして商品の生産、加工、集荷をしようという場合に、エキスポーター又は生産者に對しましてこれに必要とする資金を銀行から融資をする、この場合におきまし

言ひますのは、戦争とか、暴動とか、内乱とか、或いは外國での輸入の禁止、日本側での輸出の制限禁止というふうな、いゝわゆる非常危険の結果としまして、輸出契約の履行が不可能に相成つたという場合は、そのよつて生ずるやうな損失の填補を考へるというものが甲種保險であります。次に乙種保險と申しますのは、先般の臨時國會でいろいろ御審議に相成りましたいゝわゆるプラント輸出を対象とした保險であります。今般はこの乙種保險につきましては、何らかの改正を加へないのであります。が、甲種保險につきましては、從來の運用の経験に徴しまして被保險者の範圍とか、或いは損失填補の範圍を拡大しようといふ点と、それからなお從來はいゝわゆる比例填補制度をとつておるのであります。これを運用の経験に徴しましてこれと並行して、実損填補の方法をこれと併用しようといふこと、或いは又從來は政府の保險金支拂限度といふものをきめておつたのであります。が、今度はこれを保險契約の引受限度といふふうな改正したというものが甲種保險につきましての改正の要点であります。それで甲乙丙種保險制度のほかに新たに丙種保險と丁種保險といふものをこの際これに追加補充したいといふのが今般の改正の大きな狙ひであります。が、お手許にお配りしました資料の第二頁にもございまして、この詳細は五頁以下にありますが、簡単にその内容を申し上げます。輸出契約によりまして商品の生産、加工、集荷をしようという場合に、エキスポーター又は生産者に對しましてこれに必要とする資金を銀行から融資をする、この場合におきまし

言ひますのは、戦争とか、暴動とか、内乱とか、或いは外國での輸入の禁止、日本側での輸出の制限禁止というふうな、いゝわゆる非常危険の結果としまして、輸出契約の履行が不可能に相成つたという場合は、そのよつて生ずるやうな損失の填補を考へるというものが甲種保險であります。次に乙種保險と申しますのは、先般の臨時國會でいろいろ御審議に相成りましたいゝわゆるプラント輸出を対象とした保險であります。今般はこの乙種保險につきましては、何らかの改正を加へないのであります。が、甲種保險につきましては、從來の運用の経験に徴しまして被保險者の範圍とか、或いは損失填補の範圍を拡大しようといふ点と、それからなお從來はいゝわゆる比例填補制度をとつておるのであります。これを運用の経験に徴しましてこれと並行して、実損填補の方法をこれと併用しようといふこと、或いは又從來は政府の保險金支拂限度といふものをきめておつたのであります。が、今度はこれを保險契約の引受限度といふふうな改正したというものが甲種保險につきましての改正の要点であります。それで甲乙丙種保險制度のほかに新たに丙種保險と丁種保險といふものをこの際これに追加補充したいといふのが今般の改正の大きな狙ひであります。が、お手許にお配りしました資料の第二頁にもございまして、この詳細は五頁以下にありますが、簡単にその内容を申し上げます。輸出契約によりまして商品の生産、加工、集荷をしようという場合に、エキスポーター又は生産者に對しましてこれに必要とする資金を銀行から融資をする、この場合におきまし

言ひますのは、戦争とか、暴動とか、内乱とか、或いは外國での輸入の禁止、日本側での輸出の制限禁止というふうな、いゝわゆる非常危険の結果としまして、輸出契約の履行が不可能に相成つたという場合は、そのよつて生ずるやうな損失の填補を考へるというものが甲種保險であります。次に乙種保險と申しますのは、先般の臨時國會でいろいろ御審議に相成りましたいゝわゆるプラント輸出を対象とした保險であります。今般はこの乙種保險につきましては、何らかの改正を加へないのであります。が、甲種保險につきましては、從來の運用の経験に徴しまして被保險者の範圍とか、或いは損失填補の範圍を拡大しようといふ点と、それからなお從來はいゝわゆる比例填補制度をとつておるのであります。これを運用の経験に徴しましてこれと並行して、実損填補の方法をこれと併用しようといふこと、或いは又從來は政府の保險金支拂限度といふものをきめておつたのであります。が、今度はこれを保險契約の引受限度といふふうな改正したというものが甲種保險につきましての改正の要点であります。それで甲乙丙種保險制度のほかに新たに丙種保險と丁種保險といふものをこの際これに追加補充したいといふのが今般の改正の大きな狙ひであります。が、お手許にお配りしました資料の第二頁にもございまして、この詳細は五頁以下にありますが、簡単にその内容を申し上げます。輸出契約によりまして商品の生産、加工、集荷をしようという場合に、エキスポーター又は生産者に對しましてこれに必要とする資金を銀行から融資をする、この場合におきまし

て銀行の貸付けた金額につきましては一定の決済期に代金の回収がないと、輸出が不能に相成りました結果として、この融資の回収がないという場合に、これにつきまして政府が当該銀行に對しまして当該貸付金額の七割五分を限度としまして、これを保険金としてこれに支拂おうという内容でございますが、一応原則としましては輸出契約の成立がございました場合を原則とするのでございますが、農水産物等の輸出契約の成立の時期と当該商品の生産、加工、集荷の時期との間に数カ月間の時間的ギャップが通常あるというような場合には、いわゆるそういういふような見込生産の問題につきましての金融も、この保険の対象としてこれを考へて行こうというのが今般の兩種保険制度と言つてもいいかと存じます。それから次に最後の丁種保険といふのは、簡単に言いますれば、或る商品につきまして一定の地域に對して宣伝費、広告費、調査費等を費す、投下するという場合に、当該商品がこの地域に現に売りました場合に、その投下した広告費、宣伝費の回収が十分行かないという場合に、よつて以て生ずる損失につきましてこの半額程度をこの際保険金として政府が拂うというのがその大体的内容でございます。それから次に、ついでに為替保証と申しますか、いわゆる長期の為替の契約の結果によつて生じまするいわゆる為替上の損失の保証の問題につきましては、ボンド地域、スターリング地域を対象としまして、大蔵省としまして国庫負担契約としまして五十億程度の限度を設けまして、この為替保証の方法を講じようという案で、現在まだ大蔵

省、通産省外国為替管理委員会等とその運用の實際の方法についてはなお研究中でございますが、一応そういう今後のスターリング地域に對しましての輸出に關連する長期の為替の予約によつて生ずる損失のカバーについて一応そういうような方法を講じようという方針で以て今いろいろ準備中でありまして、極めて簡単ではありますが、この輸出信用保険の問題につきましては、この配付の資料につきまして、又別の機会になお詳しくいろいろ御説明申し上げたいと考へております。一応簡単でございますが……

○委員長(竹中七郎君) では外国為替委員会の木内委員長が来られましたので、現状を御説明願ひたいと存じます。

○政府委員(木内信胤君) それでは現在日本が持つております外貨の状況から先にお話申し上げます。これは資料を差上げたはずでありますが一昨年来、米ドルで四億六千二百萬ドル、それが三月末には減りまして四億萬ドル、六月末には大分減りまして三億二千二百萬ドル、それから又減ることになりまして年末には五億八千三百萬ドルまで減りました。ポンドはその次に書いてあります千九百萬ポンドから始まりまして、これも少し減りました。が、再び増加し、年末には七千五百萬ポンドにいたしまして二億一千百萬ドル、これが米英両貨幣がいわゆる現金、キャッシュであります。合せて五億一千六百萬ドルから七億九千四百萬ドル、八億近いものになつております。そのほかに特別決済勘定、いわゆるオープン・アカウントと

いうものの、これはプラスもマイナスもありまして、合せて、プラスの尻が二千八百萬ドルから始まりまして、年末には一億二千萬ドル、これもドルになるはずのものです。一定の度を超えなければ……併しきなりドルにはなりません。両者を合せましたれば相当大きな金額になります。従つて例の非常な輸入をこの春いたしました結果、一度減ることになりましたが、再び増勢に向つてこつたて来たわけでありまして、これは我が国としまして非常に結構なことではあります。相対的に増えたり減りたりはありますが、一昨年に喜んでばかりもいられない。これによつて第一にそれだけ殖えるならば今後どうするか、ただ殖えるばかりがいかんという問題に答へなければならぬと思ひますが、一応数字として含めたいと思ひます。その中に殊に問題を含むのはポンドでありまして、ポンドは七千五百萬ポンドということに相成りましたが、実は日英協定にサインしましたのが八月三十一日でありまして、その協定をいたしましたときに了解事項として今後日本は英國に對して隨時日本が持つていてもいいと思ひ、持つていけるのが当前と考へる金額を通告する、それによつて先方も然るべく善処する、言ひ換へれば余り多額のポンドを持つことがないようにというのを自当にそういう了解を遂げておるのであります。それに關連してこちらが通告いたしました数字は七千万、三千万という二本の数字を通告しました。七千万というのは二月末が七千万であつてもいいというその時を示してした通告であります。それは輸入シーゾンの一番支拂の嵩みますシ-

ズンの直前、二月末は少し直前よりずれておると思うが、その輸入シーゾンの前というのを狙つて大きな数字。輸入シーゾンの済んでその支拂がほぼ完了したという時を六月末と考へてそれを三千万、こういう二本の数字を通告した、それを一応の目安に向うも考へておるということでありまして、その数字はすでに超過したのであります。その後のことはよく数字を以て申上げるまでにまだ参りませんが、この増加の勢は必ずしもとまつていないと判定されます。そうすると、通告は、そのくらい持つていいと思つたものを早くも超えてはいないかという事実がありますので、これはいわゆるポンド過剰問題として考へられる、論ぜられるところでもあります。今後減る見込についても遺憾ながら三千万に減るとは到底考へられない状況であります。併しながらこれに對して、ではどうするのだという対策はこれは私それではないと思ひますし、実はこれはなかなかおぼつかない問題でありますので、手分けをいたしまして漸まる理由は何であるかというところから始めまして、今研究中であります。その点から申しましてまだ対策も申上げるわけに参りませんが、そういう問題がこの中に含まれておるということは申し上げていかと思ひます。

大体的外貨の保有状況は、その通りでありまして、概計すれば予期したよりも非常にいい状態を現出したということでありまして、さればといつて今後この状態は更に喜ぶべきといつていいかという必ずしもそう言えないのは、ポンドについては今の通り問題が

あります。米ドルのほうについてはこれも幸いに増加はいたしました。その中に一時的なものと思はれるいわゆる特需であるとか、そういうものがあるとして、永続的ドルの収入源があるとは考へられない。これはポンドとの關係にもなつて複雑な問題ではあります。大体において日本は現在こそドルも増加しているが、将来においてはドルは非常に不足するはずの国であるといふことが言えるのであります。それが常にドル不足という言葉で以て伝えられる事実であります。併しながら現状においては米ドルは相当たくさんあります。ありますから、日本としてなすべき手段はその現在あるドルを使つて将来その不足が起らんように、将来ドル収入を得る源を培うことが現在のドルを使うことによつてできるならばそれをやるべしといつたようなことが言えるわけでありまして、大体從來まではとくドルはないものといふ、非常に足りないものという認識のほうがついていたやうであります。今後は目先はあるのだ、足りないのは先の話だといふ認識に変へまして、いろいろな政策を多少適當なる範圍に修正すべきものと考へられます。大体外貨の状況に關して申上げるとは、そのやうなことが主な点だと思ひますが、なお御質問がありましたら、お答えいたします。

○委員長(竹中七郎君) では委員各位から質問願ひます。

○境野清雄君 木内委員長は先般来大阪へ行かれたやうでありまして、新聞紙上聞くとところによると、大阪の経済界の模様を相當突つこんでお調べのやうでありますから、お答えなかつたら大

阪方面における財界の模様もちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(本内信風君) 大阪へ参りましたのですが、新聞では御質問のようになつてゐたかも知れませんが、私参りました主たる目的は欧米を旅行いたしました得た感想といつたようなものを東京では数回財界のかたに申上げる機会を持ちましたが大坂ではまだ持つておりませんので、実はその報告をして懇談をするといふことを主たる目的で参りましたので、別にあらを調べるという気持は余りありませんでした。殊に短い、大阪で二日、神戸で半日、名古屋で一日といつた程度でありますので、それで大した調べるといふ程度のものでありません。

ただまあ目に映りましたことは相当金融状態は苦しいのであつて、金融をつけんがために直段を犠牲にして輸出をするという状況も起つておるやに聞きましたので、これは相当考へるべき問題だ、大事なポイントだと考へて歸つて来ました。

○加藤正人君 あの日英支拂協定というのは改訂時期というのはいつになつておりますか。

○政府委員(本内信風君) あれは一年の協定であります。八月三十一日にサインいたしましたから、たしか即日発効したと思ひますから、八月三十日を以て協定は終るのであります。

○加藤正人君 そうすると、今年の九月一日頃から、又その前から話合ひが始まるわけですか。

○政府委員(本内信風君) さうでございませう。

○加藤正人君 そうすると今問題になつておられますドルクローズ廃止という

ような面について、その後日本に対する影響が悪かつたとすれば、それらの点について改訂というか、事実が証明しているといふような意味で交渉が再開されるような機会もあり得るのです。

○政府委員(本内信風君) 実は内情を申しますと、協定を少くとも二年の協定にしたいと先方は主張したのであります。然るにこちらでは、どうも先方のいろ／＼の説明にもかかわらず現在の起つてしまひましたように、ポンドといふものは溜まり過ぎになるのではな

いかといふふうになつてしまひました。とにかく試験的に一年を限つてやるのだというわけで、先方の希望を斥けて一年に縮めたわけでありませう。

それから当然おつしやいますように、それまでに改訂交渉といふことがあります。一年を待たないでも改訂交渉をして悪いといふこともないわけでありませう。

○加藤正人君 私はこの間大阪で非常に不思議なことに感じたことがあるのですが、外国為替のエキスパートだと思つて我々ふだん尊敬しておる人が、ポンドが非常に過剰になつた問題について我々非常に関心を持つておつたのに、その人はさういふことを言つたのですが、今のような兩國が改訂について話合ひするならばよいし、僕はさういふ途しかなないのであると思つておつたところが、そのエキスパートの言

うところによると、東南アジアの開発といふような米国の一連の外交政策に日本が参加してこれに協力するのであるから、その褒賞としても、過剰になつたポンドは米国内に話してドルを交換してもらつたらよいじやないかとい

うことを、えらいたやうい問題のよう

に発言された。併し、それは相当為替についてのエキスパートである人が非常に手輕にさういふことを言われたので、さういふものかなあと我々は非常に不思議に思つておるのですが、さういふ性質のものではないと思つたので、木内さんみないなかに一度聞か

かにやこれは困ると思つておりましたので、一つ聞かして下さい。

○政府委員(本内信風君) おつしやいます通り、さう簡單には行かないものと私は考へます。

○加藤正人君 わかりました。

○委員外議員(油井賢太郎君) ちよつと委員外で随時発言を今日は特別お許しを願ひたいと思ひます。

○委員(竹中七郎君) 只今委員外発言がしたいという御希望がありますがお許しをいたしてもよろしうございませうか。

○委員外議員(油井賢太郎君) ちよつと通産當局のほうにお伺ひしたいのですが、先ほどお話を承つておると、このポンド過剰に対しては輸入の促進と輸出の抑制といふふうな場合に承つたのですが、輸出のほうは或る程度

チエックできると思ひます。併し輸入の促進といふのはお互ひに相手があることなんです、これは何か政府輸入でもなさるといふような意図でもあるのですか。

○政府委員(牛場信彦君) 政府輸入を特にしようという意図は今のところは持つておりませんが、例えばビルマの米などは、昨年も政府輸入で買ひましたし、恐らく今年も政府輸入で買ひこ

とになると思ひます。それ以外につき

ましては、先方の当局ともよく話しまして、成るべく日本に物を売るようにして、交渉をして行くつもりでござい

まして、これはイギリス側でも大いに協力するといふ意思はつきりさせてお

りまして、近く東京におりますスターリング地域の代表との間に正式の会議を開いてさういふ問題を討議して、至急実行に移すといふふうな持つて行きたいと思つております。

○委員外議員(油井賢太郎君) そうしますと、スターリング地域から輸入しようといふ例えは日本の貿易商社があつたとしますと、それは自由に政府では許可するといふ方針で輸入促進を図ると、さういふことに解釈してよいのですか。

○政府委員(牛場信彦君) 品目によりまして割當制になつておるものもござい

ますが、大部分のものはもう自動承認制にいたしまして、できるだけ自由に輸入を許して行きたいと思つてお

ります。

○委員外議員(油井賢太郎君) そうしますと、そこに見込が出ると私は思ふのですが、例えば、これは卑近な例ですが、油脂関係等において、アメリカから今大豆の原料とか亜麻仁油の原料なんかをどん／＼輸入してござい

ます。ところが、聞くところによると、政府としてはインドあたりから原油を輸入することを奨励したいといふふう

なことも聞いておりますが、その場合に輸入商社はどうせ先のことだからい

づれ物価が騰貴すれば相当利益が望めるだらうといふ見込の下にさういふもの

の買付をするといふようなこともできるのです。さうなつた場合に、アメリカから原料を輸入して日本の加工で

安く生産されるものを、高い輸入品を日本がポンドのバランスを合せるためにさういふものを奨励するといふやうな

な恰好になるのですか、さういふ点については政府はどういふふうな見解をとつてゐるのですか。

○政府委員(牛場信彦君) 勿論輸入政策決定に當りましては、国内の需給関係並びに経済の安定の問題、それから価格の問題等を考慮してきまします

ので、おつしやいますように若しスターリング地域のものが国内の需給が十分に足りており、そしてスターリング地域のものが高いといふようなものがござ

いましたならば、これは輸入をしないといふことになると思ひます。又もう一つ言ひますと、さういふものはたと

え輸入することにしておいても恐らく輸入する人はないといふふうな考へられます。

○委員外議員(油井賢太郎君) それでよくわかりましたが、政府としてはスターリング地域から輸入促進するとい

う何か目当はあるのですか。それと同時に、輸出の抑制は十分な成算はお立ちになつてゐるのですか。具体的に一つ事例を挙げて……。

○政府委員(牛場信彦君) 先ほどちよつと申上げたのでありますが、輸出抑制のことはできるだけ避けたいと思

つてゐるのであります。現在のところスターリング地域に対してさういふ品

物、乃至はさういふ地域に対して輸出抑制をやつてゐるかといふことは実は考へておらない次第であります。輸入のほうにつきましては一昨年の予算から始めてスターリング地域からの輸入を従来ドル地域に仰いでおつた品物をスターリング地域から買取るように切

替えるという考えを非常に強く出して

いうふうなことはできるのですか。

おるのではありませんが、一番問題になり

○政府委員(牛場信彦君) これは米綿

ますのは食糧、棉花、塩、礬鉱石とい

のほうは割当になつておりまして、今

うようなものについてスターリング地

約百万俵ばかり年間買入ることになつ

域からの転換を考へております。その

ております。これは紡績に割当てるの

うち棉花につきましては大体予定より

でありまして、あと足りないところは

少し遅れておりますが、とにかく或る

スターリングから買つて参りたいとい

程度買進しておりますが、塩や礬鉱

うことになつておるわけでありませ

石につきましては問題なく転換ができ

ターリングのほうはいわゆる自動承認

ており、それから食糧につきましては

制になつておりまして、買いたいだけ

先ほど申上げたのであります。濠洲

買えるということになつておるわけ

の小麦の不作でありますか、ビル

あります。

マの米の不作とか、そういうような條

○政府委員(牛場信彦君) 今の関連して質問し

件がございましてなか／＼転換がむず

たいのですが、ボンドが余つていて、

かしいのであります。これは粘り強

そうしてどうしてもそういうような難

く交渉して成るべく所期の目的に近い

綿やなんかを買い配が強い。二割五

ようにいたしましたと思つておる次第で

分乃至三割高いものでも買わなくちや

あります。

ならぬというやうなことがアメリカへ

○委員外議員(油井賢太郎君) その際

に聞くとところによると棉花なるもの

は、アメリカと印綿とは大分価格が違

ツト問題も最近非常にやかましくなつ

うと言つておりますが、今あなたのお

つしやるように買付はアメリカに比較

して損のないやうなことはできるので

りますか。

○政府委員(牛場信彦君) 棉花のクレ

ジツトはちよつとこれは関係ないと思

は、これはどうも何ともいたし方がない

います。クレジツトのほうにはつき

ところがあるのではありません、やは

り三千万ドルに何か十五カ月にす

り二割五分くらい現在においても印

るか、十二カ月にするやうな問題で

綿のほうが高いのであります。これ

まだはつきりしておらない点があると

は米綿と適當に混織することによりま

承認しておりますが、米綿については

して、現在の國際価格に比べて決して

勿論八十万俵は必要であり、勿論買

高過ぎないやうな値段が出せるかとい

のであります。これに比べましてス

うふうに思つております。(笑聲)

ターリングのものはせい／＼四、五十

○委員外議員(油井賢太郎君) 今の点

でですね、そういう場合、米綿で買

えは二割五分も安いものを印綿を買

りますから、価格の差というものは非

常に見えなくとも、我々も見通

しを立てているのに又輸入の面が今

る紡績会社などがあるのですか、そ

うが、大体政府のほうでオーブン・ア

カウントで買入るやうなことをいうやう

なことだから、昨年度のやうなクレジツ

トに対する熱意がなくて、十五カ月を
十二カ月に切れとか、十二カ月は九カ
月でもいいのだというやうな機運が政
府部内にあることは事実で、そういう
やうなことがむしろ輸入を、難綿や何
かをたくさん入れるほうが手持外貨の
關係上都合がいいというやうな考えを
持つておられないか、こういう意味なん
ですな。

○政府委員(牛場信彦君) そういうこ
とはございせん。勿論先ほど木内委
員長がおつしやつたやうに、現在ドル
は非常に高値でありますから、必ず
しもクレジツトをもらわなければ買え
ないという状況ではないのであります
が、もつたものは勿論フルに使つ
て、勿論その利益を業者のほうにでき
るだけ均等に言いますか、均等に行
きたい方針でいるわけでありませう。

○委員外議員(油井賢太郎君) これは輸入の促進とい
うものに対して、今政府のほうの方
針を聞きますと、輸入に大変熱意を入
れてやうたい、これは非常に結構です
が、朝鮮動乱が起つた一昨年ですか、
六月、動乱が起つた時期、あのとき外
貨をたくさん持つておつたので急いで
輸入をすればあんな高い物を買わずに
済むのが、十一月になつてぼつ／＼買
出して高い物を掴んだ。本年度にして
も大統領の教書を見まして、大体ア
メリカあたりが二カ年間の軍備拡張に
相当な腰を入れているということは、
やがて下半期は國際物価は或る程度高
くなるのじやないかという我々も見通
しを立てているのに又輸入の面が今
やうな形では又時期的にずれはしない

か。前轍を踏まないやうに是非して頂
きたいと思つたのですが、そういう点
は今度前の失敗というのを政府は自分
でよく承知して、今度のやつは失
敗しないというやうな心がまえがある
のですか、ないのですか。

○政府委員(牛場信彦君) これは勿論
そういう失敗を繰返さないやうにとい
う方針で今度早くから輸入促進の声
を挙げてゐるわけでありまして、何分
金融問題でなか／＼思う通りに行か
ない点があるというのが現状でありま
す。

○加藤正人君 今棉花借款三千万ドル
とおつしやいましたが、四千万ドルじ
やありませんか。

○政府委員(牛場信彦君) 失礼しまし
た。四千万ドルでございます。

○加藤正人君 續いて木内さんにお伺
いしたいのですが、あれは十五カ月と
いう條件を入れたのですか、政府はこ
れを仮に九カ月にするという情報が入
つたので、我々は困るというので各社
連名を以ていわば抗議を申込んだ。そ
こで話が十二月ということになつた
のです。向うが十五カ月という條件を
出してくれたのにそれを九カ月にしよ
うとか……結局十二月に端折つたとい
うことは、つまり九億ドルも外貨が
あるのに利息を拂う借款をする必要が
ないというやうな政府に意思があつて
ああいう計らいになつたのでしよ
うか、その点はどういふことでしよ
うか。

○政府委員(木内信風君) その問題は
私の管掌事項外であります。管掌外
である国内金融のほうから九カ月説も
あり、十二月という案も出たと思つ
ております。外貨のほうから、余つて

いるから足りないといふことは今度の
棉花借款については申せなかつたので
あります。その結果最初の申出の通り
四千万ドル、而も期間はなせ十五カ月
要るのかという先方の質問に対して、
十五カ月借りたほうがいいのだ、強
いて要るとは言われないが、借りたいとい
う希望を披瀝して十五カ月で借りた、
で外貨面に、九とか十二とかいふやう
に揉める事情があるわけではありませ
ん。

○委員外議員(油井賢太郎君) 木内さ
んにお伺いしたいのですが、莫大な手
持ドルは外國銀行に預金しておると思
うのですが、これに対して利子はどの
程度に受取勘定になつてゐるのです
か。

○政府委員(木内信風君) 私はつきり
今記憶いたしませんので、御希望であ
りましたら或いは資料として出して
いいかと思ひますが、このうちのか
なり大きな部分を今通知預金にしており
ます。それは米國にしては割合に高利
であつて、一分五厘、一分五厘をもら
つてゐるはずでございます。それは米
國としては非常に高利です。これはや
り方は何と申しますか、英語でスタ
ガードといふのですが、期日が續いて
来るやうに、つまり百万ドルなら百万
ドルを切つて、十日ごとによつて行き
ますと、十日ごとに必ず期日が来ます
から、こちらは不便がない。その代り
通知預金といふのが、九十日は縛つ
てしまふといふやうなことを工夫しま
して、それで今のところやつておりま
す。

○委員外議員(油井賢太郎君) これは
日本の金利と比べると、アメリカでは高
いかも知らんが、非常に安いもので

すね、そういう安い利子を円貨に換算すると、二十六年十二月は約八億ドル、約三千億圓くらいの資金を無駄に遊ばせておくとしたか考えられないのですかね。こういう政策が一体いかに悪いかということとは、我々は疑問を持つのですが、木内委員長としては何かもつといい案はないですか。

○政府委員(木内信胤君) これは外貨を今のような、世界の決済機構が今のうちに米ドルの現金を持つのがいいのだ、その現金を持たなければ国際信用を博し得ないということは世界の実情である以上、これは必ずしもそうでないことは理窟としては、私は理論として考えられますが、現在はそのであつて、それを誰しも疑つていないので、日本としては成るべく多額の金額を、又ドルの現金を米國に寢かしておくことが国際信用確保の道でありまして、先刻ドルは比較的余つていゝやうな口調を使いましたが、これは日本としてはよくここまで来たものだといふ印象があるので、そう申したので、米ドルの現金は実は多々益々弁ずで、今も少な過ぎるとは申しません、併しおつしやいますように、その結果それだけの資金が政府の懷から外貨に化けて、政府の懷から出た金が外貨に化けて寢ていることは事実でありまして、それだけ國民は国際信用を博すために、それだけの資金を寢かしていると言へば寢かしているわけであります。

○委員外議員(油井賢太郎君) これは我々は素人ですから、まあお伺いするのですが、こういう龐大なドルをです、例えばアメリカの一流の商社の有価証券等を日本が保有して、必要に応

じてそれを売り放すというようなことで行つても、少くとも五分や、六分の配当くらいありそうだと、こんな工合にも考えられるのですが、そういうたような何か方策はとれないのですか。

○政府委員(本内信胤君) 五分か六分を稼ぐということは少しむずかしいかと思ひますのは、国が外貨を持つというのは、一体いつでも使える金として寝かしておくのが本体でありまして、

普通の仕方でありまして、今日本はそれを金で持つとすれば、利息は取れませんし、それをフエデラル・リザーヴ・バンクみたいなああいふふうな銀行に預けてしまつても、これは全く利息を生まないものであります。ところが今は多少も利息を生むように使い、且つ商業銀行に預けております關係上、その商業銀行からいろいろな有形、無形のサービスをもらふ、例のクレジット・ラインといったものもありますし、そういうような方面に、多少とも従来の純粹なオールドツクスよりは商業的に使つているのであります。それを更に非常に多くのものを稼ぐことは無理で

ありますが、一分五厘では余り安い、
せめて二分五厘でもといったようなこ
とは私も常に考えていたのであります
すが、従来いろ／＼な国際関係があり
まして、アメリカの占領下に援助を以
て立上つて来た日本が、何かこう派手

なやり方をするというのはよろしくないのみならず、投資と名の付くことはよくないと思ひまして、大蔵証券を買うことも遠慮して参りました。今のは通知預金と申しましたが、これは預金という範圍にとどめておきたい、そうでないと日本が外貨の投資をし出した、アメリカに投資をし出したという

ようなことが、まあ講和會議、講和條
 約成立以前に余りにも華々しく伝わる
 のは誤解の因だという遠慮もあつたの
 であります。のみならず利益を焦りま
 すればどうしても危険も起きる、株式
 を買えば値下りの危険を負担しますか
 ら、政府會計としてそれをやるという
 ことは、よほど御審議を願つたあとで
 ないと私どもとしては決心しかねると
 ころであります。

○委員外議員(油井賢太郎君) もう一点伺つておきたいのは、先ほど通産当局がボンド地域から輸入を促進したいが、金融の面で思うように行かないというお話なんです。が、若し巷間伝えられるように、ボンドが切下げでもくつた日には、これは二割や三割はすぐ飛んでしまうと思うのです。そういう点から考えると、金融の面は日本で、国内で以て何とか面倒を見てこのバランスをもう少し合せる工夫をするのが政府のとるべき態度だと思ふのですけれども、通産当局として輸入物資に対する金融制度確立ということをお考えにならなきや、これは机上の空論

だと思ふのですね。その点について強硬に金融関係方面、大蔵省とか、或いは日銀とか、そういうたようなところと折衝があつて然るべきだと思ふのですが、その点はどういうふうになつてゐるのですか。

○政府委員(井上尚一君) ポンド地域からの輸入の推進につきましては、どうしても金融の面からこれに十分なるバック・アップをやる、援助をするということが必要であることは言うまでもないのでありますが、いろいろ制度としまして、輸入買手等につきましてのその改善といえますか、そういう方

向への改正につきましていろいろ研究はやつたのでありまするが、そういう輸入手についての制度としての改訂善といえますか、改正というものは、これは殆んど不可能であるということに、我々関係官庁相互の研究の結果、そういうことに一応相成りましたけれども、スターリング地域からの輸入につきまして、日銀としまして手一ぱいのケースで融資の斡旋をしようという

点につきましては、大蔵省のほうからの要請もあつて、そういう点につきましては相当の了解といえますが、十分の了解はついておるといふことはつきり申していいかと考えます。

○中川以夏君　これは新聞で承知をしたのでありますが、外貨を輸入業者に貸付をするという問題であります。この制度、それから輸入の対象品目等が挙げられておつたのでありますが、あれはどういうようなことになつていましょうか。一応御説明願いたいのですが……。

○政府委員(木内信胤君)　新聞に伝はりましたのは、外貨貸付の制度ができ

てえらいはつきりしたこのように伝わったそうで、私その新聞を今朝ちよつと忙しくて見損いましたが、これは為替管理委員会としては迷惑に感じている記事であります。この問題に対してどういうふうに考えておるか、私ど

もは、為替管理委員会はどう考えているかはつきりこの席で申上げさせて頂きたいのですが、外銀からファイナンスを受けるというなら、これはいわゆる外銀ユーザンスとか、外資導入とかいう範疇に入ることあります。今まあ一見過剰のごとく見えるポンド、ドルを抱えておりますから、殊にポンド

ドは余つておりますから、そこにも問題がありますが、それは別といたしまして現にドルなりポンドなりを持つてゐるのはないか、外為委が持つてゐるドルなりポンドなりをそれなら一時融通したらどうかというのが今の御質問の要点であります。そこでそれに關しましては、これは私どもが外貨そのものを貸さなくても、輸入者が円を調達して外貨を買つて下さればそれで済む

ことにありますし、そのほうが常道であるのみならず、日銀当局が心配しておられる金融統制というものがはつきりしていいと申せます。従つて私どもは避け得るならば外貨を貸すということは避けたい、そこへ私どもは乗り出して来るべきものではないということをはつきり認めております。併しながら従来の経験によりますと、日銀にはいろいろ規則がありますし、いろいろな行拂り等があつて、やりたいと思うけれども今すぐ間に合ふ間というようなケースもあるであります。そこでそれを外貨貸という形式をとつたために事が円滑に進行したと思われ

ることもありますが、私どものほう
は日銀当局においてこれは都合もあ
るから円を調達せしめてやらすべき
のではあるが、一時の便法として外
貨を実行して欲しいという意思表示
があるならば、喜んでお受けする、こ

いうことを表明しているのであります。それが少しも少く先へ行つて欲しいと思うかたもあつたかどうか存じませんが、それらの案というものが新聞に漏れたのであつて、これは今の私どもの態度でございせん。私どもはその限界を引いて行くということが外貨というものを握つております私ど

に日本の取り得るドルを香港に取られてしまつて、そして日本のほうからすれば、香港貿易が盛んになるというよりは結果なると思ふので、最近よほど減つておつても昨年のような状態には私は復しておらないだらうと思ふ。だから香港貿易というものは相当お考へにならないと、これはなか／＼日本の貿易の中では相当欠損をするようなものができるだらうと思ふのですが、現在ではあれですか、香港貿易に對して掣肘というやうなことが、或いは制限というやうなことはお考へになつておらないわけですか。

○政府委員(牛場信彦君) はつきりまだ制限というところまでは考へておりませんが、例えばまあ香港を中継してよ／＼流れる品物につきましても、若し香港側の協力が得られますれば、例えば同じスターリング地域に流れるものならば差支えないけれども、ほかの所へ行くものならば抑えてもらいたい、乃至はそういうものについては日本が輸出許可をしない、そういうことも考へられるが、日本もまあ終戦以來我が国から香港へ行つた人がないので、最近出超があるかどうかよくわかりませんが、そういう意味で人をやりまして、よく香港と打合して見たい、そういうふうに考へております。

(理事結城安次君退席、委員長着席)

○委員長(竹中七郎君) 牛場局長にちよつとお尋ねしますが、アメリカでケム法に代つてバトル法が施行になつておりますが、その内容と對中共貿易との關係はどんなふうになつておりますか、ちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(牛場信彦君) 私この資料を今日用意して参ればよかつたのですが、この次の機会に又法案そのものは差上げることにはいたしまして、簡単に御説明申し上げますれば、このバトル法というのは昨年の十月にできまして、今年の一月から施行になつたわけでありまして。この内容は要するに共產主義に重要な資材が行くことを防止するといふことを狙ひにしております。アメリカ自体がそういうものを出さないといふことが一つ書いてありますが、更に重要な狙ひは、要するにアメリカの援助を受けている国が、そういうやうな物資をソ連の國に出した場合に、その國への援助は止めるということでありまして。それで大體物資の種類を二つに分けて、第一種は、武器、弾薬、それから原子力關係の資材であります。これにつきましては、こういうものを知らなければ、知りつつ共產主義國に出した國に對しては即刻援助を停止する。これは絶対援助を停止するといふふうに書いてあります。それからその次は、いわゆる戦略資材と申しますか、石油、戦略的価値を有する輸送資材、兵器及び戦争用具生産に使用される戦争資材、要するに戦略資材であります。これにつきましては原則としてこれを出したときには援助を止めるといふことになつておりますが、これにつきましては幾分の余裕がとつてございまして、例えばその資材を出した代りに共產主義國から更に重要な価値のある品物を輸入することができるといふやうなことが証明された場合、或いはこういう、たまに例外的にこういうものを出した場合にも、他の

○政府委員(牛場信彦君) 私この資料を今日用意して参ればよかつたのですが、この次の機会に又法案そのものは差上げることにはいたしまして、簡単に御説明申し上げますれば、このバトル法というのは昨年の十月にできまして、今年の一月から施行になつたわけでありまして。この内容は要するに共產主義に重要な資材が行くことを防止するといふことを狙ひにしております。アメリカ自体がそういうものを出さないといふことが一つ書いてありますが、更に重要な狙ひは、要するにアメリカの援助を受けている国が、そういうやうな物資をソ連の國に出した場合に、その國への援助は止めるということでありまして。それで大體物資の種類を二つに分けて、第一種は、武器、弾薬、それから原子力關係の資材であります。これにつきましては、こういうものを知らなければ、知りつつ共產主義國に出した國に對しては即刻援助を停止する。これは絶対援助を停止するといふふうに書いてあります。それからその次は、いわゆる戦略資材と申しますか、石油、戦略的価値を有する輸送資材、兵器及び戦争用具生産に使用される戦争資材、要するに戦略資材であります。これにつきましては原則としてこれを出したときには援助を止めるといふことになつておりますが、これにつきましては幾分の余裕がとつてございまして、例えばその資材を出した代りに共產主義國から更に重要な価値のある品物を輸入することができるといふやうなことが証明された場合、或いはこういう、たまに例外的にこういうものを出した場合にも、他の

一般的な場合についてはその國の輸出統制というものは非常にうまくできておつて、無制限にこれが共產主義國に流れることがないといふことがわかつた場合、或いはアメリカの利益からいってそういうものを少し出させたほうがいいといふやうな場合、そういう場合には例外的に援助を続けるということになつております。それでこの法律に基きまして、いわゆる戦略物資兵器等の表ができております。これも日本政府にちゃんと通報があつたわけでありまして、これを見てみますと、大體において現在の日本の輸出管理令の規定する品目になつておりますものよりはやや範囲が狭いことになつております。従ひまして若しこの通りに日本が將來やるとしますれば、現在の輸出管理令を幾分緩和することができるといふわけでございますが、併し依然として鋼材でありますとか、スクラップでありますとか、乃至は機械類、それから浮ドックのやうなもの、これは普通外國に輸出する品目に載つておるわけでありまして、それから非鉄金属なども大體において載つておるといふ状況であります。今後この法律に基いて日本が行動するとして、その場合に對して中共貿易がどうなるかといふことは、ちよつと今はつきり申上げることができません。けれども、思ふところでは、なほアメリカが與えておる援助という中には、輸出銀行からのクレジットも入るものとして向うでは解釈しておるやうでございます。甚だ簡単にございまして、資料を整備いたしましたので、次の機会に又差上げたいと思つております。

○加藤正人君 その同じ目的のケム法との程度の差ですね、ケム法がそれとどういふふうに違つておるかというところであります。

○政府委員(牛場信彦君) ケム法との違いであります。大體においてケム法よりもやや緩めたものではなかつたといふ感じがございまして。ケム法のほうが厳格であると思へられておるやうであります。

○加藤正人君 そうですかね。僕は逆に考へておつた。

○政府委員(牛場信彦君) 但し一部には強化された面もありまして、例えばケム法では経済援助だけ停止するといふことでありますが、この法律では軍事援助も停止するといふことになつております。

○加藤正人君 強くなつてゐるわけですね。

○政府委員(牛場信彦君) 強くなつておるところはケム法よりも幾分緩和されたといふふうに考へられております。

○委員長(竹中七郎君) 次に私から木内委員長にお尋ねいたしますが、木内委員長は欧米をお廻りになりましたが、日英支拂協定の改訂に關しましてイギリス側その他の考へ方を御調査になつて來られたらうと思ひます。その点お漏らしがでる範囲内においてお話を聞きたいと思ひます。

○政府委員(木内信風君) 私参りましたのは十月初めでありまして、そのときはまだ今のやうに、思つたよりたぐさな溜まるというところは考へませんでした。かなり溜まるだらうと考へましたから、當時としては比較的大きな金額である七千万ポンドといふものを通告したわけでありまして。今日すでにそれを超えるといふことは當時考へて

おりませんでした。むしろ協定を締結したときは随分テールを挟さんで争つたものであります。喧嘩ばかりするのが能ではないので、よくその心持を語合つて打解けて行きたいといふくらしいな念願でありました。従つてこの改訂交渉に關して研究するといふことはいたしませんでした。但しポンドといふものが一つの問題であります。で、ポンドといふものがどういふものであるといふことは英國において、歐洲においても、アメリカにおいても、できるだけ知識は深めたいといふ、こういう努力をして参りましたが、一言に申しますとこれはなか／＼難物であるといふのが結論であります。

○委員長(竹中七郎君) 日英支拂協定は今度どうしても改訂せんやんとお考へになつておられますか。今までの一年延期するといふやうにお考へになつておられますか。そういうところはちよつとお話はできませんか。

○政府委員(木内信風君) これは今折角研究しつゝあります。まだその結果がまとまりませんので、むしろ申上げないほうがいいのじやないかと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) 他にありませんか。

○境野清雄君 さつき木内委員長のお話があつたので、前の一九五一年ですか、日英通商協定が八月三十一日に調印されたことを記憶してゐるのですが、あれは大体八月三十一日になると、一年というの、そのときが一年の計算になるのですか、年度変りにいふつもやうに六月三十日といふふうになるのですか、どちらなんでしょう。

○政府委員(木内信房君) 発効の日からであります。従つて八月三十一日まであります。

○委員長(竹中七郎君) ほかに御質問がなければ散会いたしたいと思ひますが、その前に派遣議員の件と次回の委員会の件につきましてお諮り申上げたいと思ひます。派遣議員の件は福井、新潟の両地へ五日間くらい、三名くらいのかたに二月中に行つて頂きたい、それについては委員長に御一任をお願いしたいと思ひます、人選については……。

次にこれはまだはつきりいたしません、石油探掘の法律案について必要があると思ひますが、その方面にも出かけてはどうだろうか、この御承認をお願いしたいと思ひますが、如何でございましょうか。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと思ひます。

○委員(清野雄君) あの新潟、それから福井というコースだと六日くらい取らないと困難じゃないでしょうか、それは御一任はしますが……。

○委員長(竹中七郎君) その点は委員長に御一任下さいませば日程の範圍において無理のないようにいたしたいと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) 次回(五日火曜日の午後一時から)一般事業界安定の方策に関する件を議題にいたしまして委員会を開きたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと思ひます。本日はこれを以て散会いた

【異議なし】と呼ぶ者あり

したいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないとして散会いたします。

午後四時四分散会

二月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、石油及び可燃性天然ガス資源開発法案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 探掘の方法(第四條—第十三條)

第三章 補助(第十四條—第二十四條)

第四章 石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会(第二十五條—第三十三條)

第五章 雑則(第三十四條—第四十條)

第六章 罰則(第四十一條—第四十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄與するため、石油及び可燃性天然ガスの特性に應ずる探掘の方法を定めるとともに、その探掘及び探掘の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「鉱業権」とは、「探掘権又は「租鉱権」とは、石油又は可燃性天然ガス(以下「ガス」といふ)を目的とする鉱業権探掘権又は租鉱権をいい、「租鉱権者」とは、「探掘権者」又は「租鉱権者」とは、石油又はガスを目的とする鉱業権、探掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」又は「租鉱区」とは、石油又はガスを目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

(処分等の効力)

第三條 この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者又は租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権者又は租鉱権者の承継人に對しても、その効力を有する。

2 租税権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び探掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の範圍内において、租鉱権者に對しても、その効力を有する。

3 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、探掘権の範圍内において、探掘権者に對しても、その効力を有する。但し、探掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合には、この限りでない。

第二章 探掘の方法

(流体の浸入等の防止)

第四條 鉱業権者又は租鉱権者は、油層(ガス層を含む。以下同じ。)以外の地下の部分にある流体が油層に浸入し、又は油層内の石油若しくはガスがその油層以外の地下の部分に漏出しないうに、坑井について省令で定める方法による仕上工事を行つた後でなければ、その坑井を石油又はガスの採取の目的に使用してはならない。但し、通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の仕上工事を行つたときは、遅滞なく、その坑井について省令で定める方法による検査を実施しなければならない。

(坑井の間隔)

第五條 通商産業大臣は、油層の形質が明らかである場合において、石油又はガスの完全な開発を行うため必要があると認めるときは、油層を指定して、その油層から石油又はガスを採取する二以上の坑井がその油層と交わる部分相互間の距離(以下「坑井間隔」といふ)を定めることができる。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定により指定された油層については、現にその油層から石油又はガスを採取する坑井との坑井間隔が同項の規定により定められた距離以内の坑井から石油又はガスを採取してはならない。但し、同項の規定による指定の際現にその油層から石油又はガスを採取している坑井については、この限りでない。

(ガス油比)

第六條 通商産業大臣は、油層の形質が明らかである場合において、石油の完全な開発を行うため必要があると認めるときは、油層を指定して、その油層から一日に石油とともに採取されるガスの体積が指定する圧力及び温度の下においてその石油の体積に對して有する割合(以下「ガス油比」といふ)を定めることができる。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定により指定された油層から石油を採取するには、坑井ごとに、ガス油比が同項の規定により定められた割合をこえないようにしなければならない。

(坑井の封鎖)

第七條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油を採取している坑井に端水(油層と同一の地層内に油層に接して存し、その油層から石油を坑井に排出するように作用する水をいう。以下同じ。)のみが出るようになつたとき、又は石油の採取を目的とする坑井を掘さくした場合において、石油を採取しようとする油層に係る端水若しくはガスをキャップ(油層と同一の地層内に油層に接して存し、その油層から石油を坑井に排出するように作用するガスをいう。以下同じ。)に達するに至つたときは、その坑井を通じて地下の流体が移動しないよう、遅滞なく、省令で定める措置を講じなければならない。但し、通商産業大臣の認可を受けたとき、及び第十一條第一項の省令で定める方法の実施に使用するとき、この限りでない。

(掘採の方法に関する命令)

第八條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘さくする場合において、掘さくする泥水(掘さくの際に坑井内に注入する泥水をいう。以下同じ)が油層に浸入し、これに損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、掘さくする泥水の成分を変更すべきことを命ずることができる。

第九條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油又は水に溶解しているガス(以下「溶解ガス」という)の採取を目的とする坑井を掘さくする場合において、当該油層から石油又は溶解ガスを採取する坑井との坑井間隔が小さいため石油又は溶解ガスの完全な開発に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、掘さくする坑井の位置を変更すべきことを命ずることができる。

第十條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油を採取している場合において、坑井におけるガス油比が大であり、又は坑井から多量の端水が出るようになったため石油の完全な開発に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、期間を定めて、石油の採取を制限し、又は中止すべきことを命ずることができる。

(二次採取法)

第十一條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油を採取しようとする油層

に係る端水又はガスをキャップがその油層から石油を坑井に排出する作用を促進する方法であつて省令で定めるもの(以下「二次採取法」という)を実施しようとするときは、実施計画を定め、その実施に必要な施設の工事の開始の日の九十日前までに、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、次項の規定による命令に基く場合を除き、前項の実施計画を変更しようとするときは、変更に係る事項の実施に必要な施設の工事の開始の日の六十日前までに、変更する事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による届出のあつた実施計画を実施することにより油層に損害を及ぼすときと認めるときは、その実施計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定による命令は、第一項又は第二項の工事の開始の後、することができない。

5 鉱業権者又は租鉱権者は、第一項又は第二項の規定により届け出た実施計画(第三項の規定による命令があつたときは、その命令により変更されたもの)によらなければならない。

(坑井の位置に関する協議)
第十二條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスを採取しようとする油層の一部が他の鉱業権者又は租鉱権者の鉱区又は租鉱区内にあるときは、坑井の位置について

その鉱業権者又は租鉱権者と協議し、その協議のつたところによらなければならない。鉱区又は租鉱区内の境界線から省令で定める距離以内の地域の直下の油層の部分に坑井を掘さくしてはならない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の協議がとつたときは、遅滞なく、協議の結果を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十三條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がとつたときは、通商産業大臣の決定を申請することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請者の副本を関係鉱業権者又は租鉱権者に交付し、期間を指定して答弁書を提出する機会を與えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

4 第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がとつたものとみなす。

第三章 補助

(補助金の交付)

第十四條 国は、石油若しくは溶解ガスの探鉱又は二次採取法(省令で定めるものを除く。以下同じ)を実施する鉱業権者又は租鉱権者に対し、予算の範囲内において、その実施に必要な費用の一部を補助金として交付することができる。

(補助金の交付の申請)

第十五條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に、補助金の交付を受けようとする探鉱又は二次採取法の実施について省令で定める事項を記載した計画書を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第十六條 通商産業大臣は、前條の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合において、補助金の交付を受けようとする探鉱又は二次採取法が左の各号に適合すると認めるときは、第十四條の規定により交付することができ金額の範囲内において、省令で定める算定基準に従い、交付すべき補助金の額を決定しなければならない。

一 その実施しようとする場所が探鉱又は二次採取法に適合する地域内であること。
二 その実施の方法が前号の地域の形質に適するものであること。

三 その実施が石油又は溶解ガスの完全な開発に資するものであること。

(計画書の変更の承認)

第十七條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後において第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(補助金の支拂)

第十八條 補助金は、鉱業権者又は租鉱権者が第十五條の規定により提出した計画書(前條第一項の規定により変更の承認を受けたときは、その変更したもの)に記載したところに従い、探鉱を完了し、又は二次採取法の実施に必要な施設の工事を完了した後に交付するものとする。

(納付金)

第十九條 第十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した石油又は溶解ガスの探鉱(掘さく)の工事を伴うものに限る。により発見された油層に属するものと通商産業大臣が認定した地下の部分から石油又は溶解ガスを採取する鉱業権者(補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油又は溶解ガスの鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む)は、石油又は溶解ガスの時価をこえない範囲内において省令で定める額の採取を開始した日から五年を経過するまでの各一年間にその地下の部分から採取した石油又は溶解ガスの量を乗じて得た金額に、百分の三をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層から石油又

は溶解ガスの採取を開始した日以後の各一年間にその地下の部分から採取した石油又は溶解ガスの量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

2 前項の規定による認定は、当該地下の部分から石油又は溶解ガスの採取を開始した日から六月以内に行なわれなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十條 第十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した二次採取法を実施した油層から石油を採取する鉱業権者（補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油の鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む）は、前條第一項の省令で定める額にその油層について二次採取法の実施を開始した日から六年を経過するまでの各一年間にその油層から採取した石油の量を乗じて得た金額に、千分の十五をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層について二次採取法の実施を開始した日以後の各一年間にその油層から採取した石油の量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

（強制徴収）
第二十一條 通商産業大臣は、前二條の規定による納付金を納付しな

い者があるときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により督促をするときは、督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び次條の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分法の例により、これを処分する。

（延滞金）
第二十二條 通商産業大臣は、前條第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

（先取特権の順位）
第二十三條 第十九條又は第二十條の規定による納付金及び前條の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先だつものとする。

（国税徴収法の適用）
第二十四條 国税徴収法（明治三十九年法律第二十一号）第四條ノ九及び第四條ノ十の規定は、第十九條又は第二十條の規定による納付金及び第二十二條の延滞金に関する書類の送達について準用する。

第四章 石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会

（置設）
第二十五條 資源庁に、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）
第二十六條 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第六條第一項の規定による定をせし、又は第八條から第十條まで若しくは第十一條第三項の規定による命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

2 審議会は、石油及びガス資源の開発に関する重要な事項について、前項に規定する場合を除く外、通商産業大臣の諮問に應じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。

（組織）
第二十七條 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、石油又はガス資源の開発に関する学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

（任期）
第二十八條 委員の任期は、二年とする。

（専門委員）
第二十九條 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、石油又はガス資源の開発に関する学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

（勤務）
第三十條 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）
第三十一條 資源庁長官は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（庶務）
第三十二條 審議会の庶務は、資源庁鉱山局において処理する。

（議事の手続等）
第三十三條 この章に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、省令で定める。

第五章 雜則
（異議の申立）
第三十四條 この法律の規定によつてした処分不服のある者は、通商産業大臣に対し、異議の申立をすることが出来る。

2 鉱業法（昭和二十五年法律第二十八号）第七章（異議の申立）の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

（届出）
第三十五條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘さくしうとするときは、掘さくを開始の日六十日前までに、掘さくしようとする坑井に關し省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。但し、第十一條第一項又は第二項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

第三十六條 通商産業大臣が指定する油層から石油又はガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者は、毎

月、採取の状況に關し省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

（油層に關する調査）
第三十七條 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に關する調査を行わなければならない。

（記録）
第三十八條 鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める方法により、第四條第二項の検査及び前條の調査に關する記録並びに石油又はガスの採取状況に關する記録を作成しておかなければならない。

（報告及び検査）
第三十九條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員にその事務所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）
第四十條 この法律の規定による通商産業大臣の権限であつて、政令で定めるものは、通商産業局長が行う。

第六章 罰則

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項、第五條第二項、第六條第二項、第七條又は第十一條第五項の規定に違反した者

二 第八條から第十條までの規定による命令に違反した者

第四十二條 第四條第二項、第十二條第一項又は第三十七條の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第二項、第三十五條又は第三十六條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 第三十九條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した者

第四十四條 第三十八條の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に関し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 石油資源開発法（昭和十三年法律第三十一号）は、廃止する。

3 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項の表中 「地下資源開 地下資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。」

「地下資源開発審議会

地下資源（石油及び可燃性天然ガス資源を除く）の開発に関する重要事項を調査審議すること。

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会

通商産業大臣の諮問に応じ、石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。」

に改める。

4 この法律の施行前に旧石油資源開発法及びこれに基づく命令の規定によつて交付の指令が発せられた試験助成金については、なお従前

の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和二十七年二月八日印刷

昭和二十七年二月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所